

事 務 連 絡

平成 29 年 12 月 12 日

各都道府県教育委員会都道府県立学校担当課

各都道府県教育委員会市区町村立学校担当課 御中

都道府県知事部局学校法人担当課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

理科教育設備整備費等補助金交付要綱の改正について（通知）

このたび、理科教育設備整備費等補助金交付要綱を平成 29 年 12 月 12 日付けをもって改正しました。

改正の主要な点は下記のとおりですので、十分に御了知の上、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校に対し、ご周知いただくようお願いいたします。

記

- 1 交付要綱改正の主要な点について
別記 2 の補助対象経費欄中の「地方公共団体又は学校法人」の記載を「補助事業者」に改めたこと。
- 2 改正の趣旨
公立大学法人が補助対象から漏れていたため、上記の記載に改めたこと。
- 3 運用面での留意点
改正された交付要綱については、平成 29 年度予算に係る補助事業から適用する。